

資料 2

計画策定専門調査会運営規則（案）

平成 26 年 11 月 20 日
計画策定専門調査会

（調査会の運営）

第 1 条 男女共同参画会議運営規則（平成 13 年 1 月 23 日男女共同参画会議）第 9 条第 2 項の規定に基づき、計画策定専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第 2 条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第 3 条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書の規定により開かれた調査会においては、議決することはできない。

（緊急時の特例）

第 5 条 会長は、前条第 1 項ただし書の規定により調査会を招集した場合において、緊急に調査会の議決を経ることが、調査会の目的達成のために必要と認めるときは、同条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、調査会は議決を行うことができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長が次に開かれる調査会において、当該議決を報告するものとする。

（会議の公開）

第 6 条 調査会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な議事を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第7条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(会長代理)

第9条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

参考

男女共同参画会議運営規則（抄）

平成13年1月23日
男女共同参画会議
改正 平成13年4月3日

（専門調査会）

第9条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。

2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。